

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄） ..... 1

改正案	現行
<p>（特定建築材料）            第三条の三 法第二条第十一項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする。            （削る）            （削る）            （削る）            （水銀排出施設）            第三条の五 法第二条第十四項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。            （自動車排出ガス）            第四条 法第二条第十七項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。            一 五 （略）</p> <p>（法第十三条第二項の政令で定める施設）            第八条 法第十三条第二項（法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第一の一四の項、一五の項及び二〇の項から二六の項までに掲げる施設とし、法第十八条の十三第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、別表第二の一の項に掲げる施設とし、法第十八条の三十六第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、水銀排出施設（法第二条第十四項に規定する水銀排出施設</p>	<p>（特定建築材料）            第三条の三 法第二条第十一項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。            一 吹付け石綿            二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）            （水銀排出施設）            第三条の五 法第二条第十三項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。            （自動車排出ガス）            第四条 法第二条第十六項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。            一 五 （略）</p> <p>（法第十三条第二項の政令で定める施設）            第八条 法第十三条第二項（法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第一の一四の項、一五の項及び二〇の項から二六の項までに掲げる施設とし、法第十八条の十三第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、別表第二の一の項に掲げる施設とし、法第十八条の三十一第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、水銀排出施設（法第二条第十三項に規定する水銀排出施設</p>

をいう。第十二条第九項において同じ。）のうち法第十八条の二十七の排出基準に適合させるために相当の期間を要する施設として環境省令で定めるものとする。

第十条 (略)

(特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料)

第十条の二 法第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

(要排出抑制施設)

第十条の三 法第十八条の三十七の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。

(報告及び検査)

第十二条 (略)

2～6 (略)

7 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の発注者に対し、法第十八条の十五第一項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等(同項第二号から第四号までに掲げる事項をいう。次項において同じ。)及び特定粉じん排出等作業の結果について報告を求めることができる。

8 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の元請業者に対し法第十八条の十五第一項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、自主施工者に対し同条第四項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、下請負人に対し特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果(当該解体等工事における施工の分担関係に応じた範囲に限る。)について、それぞれ報告を

をいう。第十二条第十項において同じ。）のうち法第十八条の二十二の排出基準に適合させるために相当の期間を要する施設として環境省令で定めるものとする。

第十条 (略)

(新設)

(要排出抑制施設)

第十条の二 法第十八条の三十二の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。

(報告及び検査)

第十二条 (略)

2～6 (略)

7 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の発注者に対し、法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第一項の規定による調査について報告を求めることができる。

8 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の受注者に対し法第十八条の十七第一項の規定による調査について、自主施工者に対し法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第三項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書

求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等、解体等工場の現場若しくは解体等工場の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物、関係帳簿書類並びに特定粉じん排出又は飛散を抑制するためのものを含む。)

(削る)

9| 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、水銀排出施設を設置している者に対し、水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度並びに法第十八条の二十八第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定する水銀排出施設を設置する者に対しては、法第十八条の三十四又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、

類を検査させることができる。

9| 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定工事を施工する者(特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。)に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事に係る建築物等若しくは特定工場の現場に立ち入り、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材(特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。)を検査させることができる。

10| 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、水銀排出施設を設置している者に対し、水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度並びに法第十八条の二十三第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定する水銀排出施設を設置する者に対しては、法第十八条の二十九又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、

ばい煙の排出の規制、粉じんに関する規制及び水銀等の排出の規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに關する事務、法第二十二條第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、加古川市及び大牟田市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に關する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の十七第一項及び第二項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十八、第十八条の二十一、第十八条の三十一並びに第十八条の三十四第二項の規定による命令に關する事務

三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間

ばい煙の排出の規制、粉じんに関する規制及び水銀等の排出の規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに關する事務、法第二十二條第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、加古川市及び大牟田市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に關する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項の規定による命令に關する事務

三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間

<p>の短縮に関する事務</p> <p>四 第十五条第一項、第十五条の二第一項及び第十八条の三十</p> <p>四 第一項の規定による勧告に関する事務</p> <p>五 第十八条の十五第六項の規定による報告の受理に関する事務</p> <p>六 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務</p> <p>七 第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務</p> <p>八 第二十七条第三項の規定による要請に関する事務</p> <p>九 第二十七条第五項の規定による協議に関する事務</p> <p>十 第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第四の二(第十条の三関係) (略)</p>	<p>の短縮に関する事務</p> <p>四 第十五条第一項、第十五条の二第一項及び第十八条の二十</p> <p>九 第一項の規定による勧告に関する事務</p> <p>(新設)</p> <p>五 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務</p> <p>六 第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務</p> <p>七 第二十七条第三項の規定による要請に関する事務</p> <p>八 第二十七条第五項の規定による協議に関する事務</p> <p>九 第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第四の二(第十条の二関係) (略)</p>
---	--